

第 1 章 名称および事務局

(名称)

第 1 条 この会は、和泉市立郷荘中学校 PTA(以下「本会」という。

(事務局の設置)

第 2 条 本会の事務局を和泉市立郷荘中学校（以下「本校」）に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、家庭と学校および地域社会とが、敬愛と協力のもとに生徒の健全なる育成と幸福を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学校・家庭を中心に地域社会全体の生活環境及び教育環境の改善に努める。
2. 会員相互が広い視野をもつよう修養と研修を深める。
3. 生徒の教育並びに生徒の福祉増進のために活動する機関及び団体と協力する体制を整える。
4. その他、必要と認められる教育的事業を積極的に推進できるように援助する。

第 3 章 会員および会費

(会員)

第 5 条 本会の会員となることができるのは、学校に在籍する生徒の保護者並びに学校に勤務する教員とする。

第 6 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 7 条 本会の会員は、同時に和泉市 PTA 協議会・大阪府 PTA 協議会・日本 PTA 全国協議会の会員となる。

第 4 章 会 計

(会計)

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・その他の収入によって支弁する。

(会費)

第 9 条 本会の会費は、生徒 1 人につき月額 400 円とする。ただし、諸般の事情により納入不可能な者については考慮する。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 条 本会の会計は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

(会計監査)

第 12 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第5章 本部役員

(本部役員)

第13条 本会に次の本部役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 理 事 5名
- 書 記 2名 (1名は教員)
- 会 計 2名 (1名は教員)

(会長の任務)

第14条 会長の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、規約を司り、総会、本部役員会、実行委員会を招集する。
2. 会長は上記1.の会議、各専門委員会等、本会のすべての会議に出席して意見を述べることができる。

(副会長の任務)

第15条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその会務を代行する。

(書記の任務)

第16条 書記は、本会の庶務を司り、その議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録し、保管をする。

(会計の任務)

第17条 会計は、総会において決定した予算に基づいて会計事務を処理し、本会の財産管理とともに予算の立案について協力する。

(理事の任務)

第18条 理事は、本規約45第条に定める常任委員会に出席し、本部役員会と調整を行いつつ、事業計画に従い運営等を行うことにより本会の事業目的を達成する。

(本部役員の任期)

第19条 本部役員の任期は、総会の日から次年度の総会の日までの1年間とする。

(本部役員の選出)

第20条 本部役員の選出については、細則に定める。

第6章 常任委員

(常任委員)

第21条 本会に、本規約第45条に規定する常任委員会の構成員として、常任委員を置く。

(委員数)

第22条 各常任委員会において、保護者の会員から選出する委員数は、以下の通りである。

1. 文化・体育委員会 4名程度
2. 生活指導委員会 10名程度
3. 広報委員会 4名程度
4. 環境整備委員会 4名程度
5. 研修委員会 4名程度

なお、各常任委員会において、本校の教職員から選出する委員数は、最低1名以上とする。

(常任委員の任務)

第23条 常任委員は、本規約第45条に定める各常任委員会の任務を達成する。

(常任委員会の正副委員長)

第24条 各常任委員会には、委員長1名、副委員長3名を置く。

(常任委員会の正副委員長の任務)

第25条 各常任委員会の正副委員長は、常任委員会で決定した事業計画を実行委員会に諮るものとする。

(常任委員の任期)

第26条 常任委員の任期については、総会の日から次年度の総会の日までの1年間とする。

(常任委員の選出)

第27条 各常任委員会の委員長、副委員長の選出については、細則に定める。

第7章 会計監査委員

(会計監査委員)

第28条 本会の会計を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

(会計監査委員の任務)

第29条 会計監査委員は、随時会計帳簿の監査を行うことができる。監査により、金銭収支の適正を期さなければならない。また、毎年定期総会において監査結果の報告をしなければならない。

(会計監査委員の任期)

第30条 会計監査委員任期は、総会の日から次年度の総会の日までの1年間とする。

(会計監査委員の選出)

第31条 会計監査委員の選出については、細則に定める。

第8章 顧問

(顧問)

第32条 会長は、実行委員会の承認を得たうえで、顧問(若干名)を委嘱することができる。

(顧問の任務)

第33条 顧問は会長から依頼された事項に関する調査・検討および本会の運営に協力する。

(顧問の議決への不関与)

第34条 顧問は議決には関わらないものとする。

第9章 総会

(総会の構成員)

第35条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高の議決機関である。

第36条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は、毎年4月に開催するものとし、その他必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(総会の審議事項)

第37条 総会での審議事項は、次の通りとする。

1. 本部役員の承認
2. 関係の承認
3. 予算の決定
4. 規約の改正

5. その他重要事項

(総会の成立要件)

第 38 条 総会は現在の会員数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。ただし、会員数とは、本校生徒の家庭数と本校教職員数を加えたものとし、委任状は一家庭および一教職員についてそれぞれ一通として、一通を出席者 1 名に読み替えるものとする。

(臨時総会の開催)

第 39 条 臨時総会は、会長もしくは本部役員会が必要と認めたとき、会長は速やかに開催する。

(決議)

第 40 条 総会の審議においては、出席者の過半数の賛成により決議するものとする。

第 10 章 本部役員会

(本部役員会の構成員)

第 41 条 本部役員会は、本部役員、顧問、校長、教頭および校長が指名した教員をもって構成する。

(本部役員会の任務)

第 42 条 本部役員会は本規約第 43 条に定める実行委員会に上程する議題の調整、その他 PTA 活動において重要な事項や臨時総会の開催について審議を行う。

第 11 章 実行委員会

(実行委員会の構成員)

第 43 条 実行委員会の構成は、本部役員、第 45 条および第 46 条に定める常任委員会及び特別委員会の正副委員長、校長、教頭、学校が指名した教員をもって構成する。

(実行委員会の任務)

第 44 条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 各常任委員会によって立案された事業計画等を審議する。
2. 総会に提出される議案、報告書等を作成する。
3. 必要に応じて臨時委員会を設置し、その任務及び構成についての議案書等を作成する。
4. 総会により委任された事務を処理する。
5. 本規約の施行に必要な細則の決定・改正を行う。
6. 特別委員会によって立案された調査活動計画あるいは事業計画等を審議する。

第 12 章 常任委員会および特別委員会

(常任委員会の設置と任務)

第 45 条 本会の目的達成のために、次の常任委員会を置く。任務は下記の通りである。

1. 文化・体育委員会

会員の研修（見学会、講演会等）を企画立案し、その計画を円滑に実施する。生徒及び会員の保健衛生思想の普及徹底を図り、体育の奨励を助成する。

2. 生活指導委員会

校外での生活指導や交通安全対策などに協力する。生徒の進路全般（就職・進学）について協力する。

3. 広報委員会

PTA 広報の発行に至るまでの企画、編集にあたる。

4. 環境整備委員会

学校の美化、環境整備について協力する。

5. 研修委員会

PTA としての資質向上のため、研修を中心とした活動をする。学校給食の計画と実施等に協力し、学校給食が十分な成果をあげられるように協力する。

(特別委員会)

第 46 条 会長は実行委員会の承認を得て、重要事項の調査あるいは特別な活動・行事等の実施のために特別委員会を置くことができる。

(特別委員会の組織)

第 47 条 特別委員会の委員数、構成員、正副委員長およびその任務は、会長が推薦し実行委員会の承認を得て決定する。ただし、本校の教職員から最低 1 名以上を委員とする。

(特別委員会の正副委員長の任務)

第 48 条 特別委員会の正副委員長は、特別委員会で立案した調査活動計画あるいは事業計画等を実行委員会に諮るものとする。

第 13 章 表彰および慶弔

第 49 条 慶弔に関する取扱いは、「和泉市立郷荘中学校 PTA 慶弔規程」に定める。

第 14 章 細 則

第 50 条 本会の運営に関し必要な事項は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の審議により「和泉市立郷荘中学校 PTA 細則」に定める。

第 15 章 改 正

第 51 条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 29 年 4 月 22 日から施行する。